

議案第 110 号

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の95」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を加え、「「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

別表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に改める。

第2条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(第1条) 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)	第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)
第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」 <u>_____</u> と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
第10条・第11条 略 附 則 略	第10条・第11条 略 附 則 略

別表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000

別表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

(第2条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和7年8月人事院） (給与調査)</p> <p>・月例給：民間給与平均 429,494円 国家公務員給与 414,480円 [較差 15,014円]</p> <p>・ボーナス：民間の支給割合 4.65月 公務の支給月数 4.60月 [較差 0.05月分] (一般職の給与改定の内容)</p> <p>・月例給：民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ</p> <p>・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当、勤勉手当の支給月数を0.025月分ずつ引上げ</p>
条例の概要	<p>(第1条)</p> <p>(1) 人事院勧告に基づき給料表を改正し、令和7年4月1日に遡って適用するもの。 (別表関係)</p> <p>(第1条及び第2条)</p> <p>(2) 人事院勧告に基づき、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の期別支給月数について改正するもの。令和8年度以降においては、6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>第1条関係 本年12ヶ月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.025月分ずつ引上げる。</p> <p>第2条関係 第1条の引上げについて、令和8年度以降は6ヶ月期及び12ヶ月期の支給月数が均等になるよう配分する。 (第9条関係)</p>

資 料

(一般職の任期付職員の支給月数)			
		6 月 期	12 月 期
7 年度	期末手当	0.950月 (支給済)	<u>0.975月 (現行0.950月)</u>
	勤勉手当	0.875月 (支給済)	<u>0.900月 (現行0.875月)</u>
	計	1.825月	<u>1.875月 (現行1.825月)</u>
8 年度	期末手当	<u>0.9625月</u>	<u>0.9625月</u>
	勤勉手当	<u>0.8875月</u>	<u>0.8875月</u>
	計	<u>1.8500月</u>	<u>1.8500月</u>
市民への 影 響 等	財政負担の増加 影響額 : 302千円 (1人)		
施 行 日	(第1条) 公布の日 (適用日 : 令和7年4月1日) (第2条) 令和8年4月1日		
備 考			